



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

改正省エネ法説明会（無料）の開催について

標記の件につきまして、財団法人 省エネルギーセンター九州支部より別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

さて、平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)が改正され、平成22年4月より施行されることに伴い、これまで一定規模以上の大規模な工場等に対し、エネルギー管理義務を課していましたが、今回の改正により、これまでの工場・事業場ごとのエネルギー管理から、事業者(企業)全体でのエネルギー管理に変わることになりました。

本件は、この度の省エネ法の改正により、新たに規制対象となる病院があること、また、既に省エネ法の規制対象になっている病院についても規制内容が大幅に変わることから、本改正の内容について広く事業者理解をいただくことを目的とした標記説明会を開催することをお知らせするものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますとともに、貴会内の対象病院への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、新たに規制の対象になる可能性のある事業者(年間エネルギー使用量が1,500kl(原油換算値)以上)の目安として、「病院 病床数500～600規模以上」とされております。

記

1. 主 催：経済産業省
2. 運 営：財団法人 省エネルギーセンター
3. 開催日時：8月19日(水) 13:30～16:10
4. 会 場：北九州商工会議所(毎日西部会館9階 大ホール)
北九州市小倉北区紺屋町13-1
5. 定 員：220名
6. 参 加 料：無料



平成21年6月

九州各県医師会 各位

(財)省エネルギーセンター
九州支部

改正省エネ法説明会(無料)の開催について(案内依頼)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から当センターの取組に対し多大なご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度の省エネ法の改正に伴い、新たに規制対象となる病院オーナーもいます。また、既に省エネ法の規制対象になっている病院オーナーについても、規制内容が大幅に変わります。

つきましては、法令遵守に遺漏がないよう、貴会会員様へ経済産業省主催の改正省エネ法説明会についてご案内賜りますよう、お願い申し上げます。(別添参照)

また、当日は説明後に「Q&Aコーナー」を設置することとしておりますので、申し添えます。



『改正省エネ法説明会』開催のご案内

〔九州地区の新たに対象となる事業者の皆さまへ〕

平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)が改正され、平成22年4月からの施行を控えています。

省エネ法では、これまで一定規模以上の大規模な工場等に対し、エネルギー管理義務を課していましたが、今回の改正により、これまでの工場・事業場ごとのエネルギー管理から、事業者(企業)全体でのエネルギー管理に変わります。また、一定の要件を満たすフランチャイズチェーンについても、加盟店を含むチェーン全体を一体として捉え、本部事業者に対し、チェーン全体でのエネルギー管理を課すこととなります。⇒対象は年間エネルギー使用量が、1500KL(原油換算)以上の事業者(企業)の方

これにより、これまで省エネ法の適用を受けてこなかった、多くの中堅企業や複数店舗で事業を展開する企業等が、新たに対象になるものと想定されます。

つきましては、本改正の内容について広く事業者の方々にご理解いただくことを目的に、九州各県で「改正省エネ法説明会」を開催いたします。今回の改正により新たに規制の対象になる可能性のある事業者の方は、是非ご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。

1. 主 催 : 経済産業省
2. 運 営 : 財団法人 省エネルギーセンター
3. 開催内容 : 九州地区での開催場所・日時及び内容は以下のとおり(*参加無料)

〔開催場所・日時〕

開催県	開催日時	会 場	定 員
福岡	8月19日(水) [13:30~16:10]	北九州商工会議所 (毎日西部会館9階 大ホール) 北九州市小倉北区紺屋町13-1	220名
佐賀	8月25日(火) [13:30~16:10]	佐賀商工会館 (5階 大ホール) 佐賀市松原1-2-35	150名
長崎	7月16日(木) [13:30~16:10]	長崎商工会議所 (2階 ホール) 長崎市桜町4-1	156名
熊本	8月7日(金) [13:50~16:30]	くまもと県民交流館 (テトリアクまもと10階 パレアホール) 熊本市手取本町8-9	312名
大分	7月29日(水) [13:50~16:30]	大分商工会議所 (6階 大ホール) 大分市長浜町3-15-19	300名
宮崎	7月28日(火) [13:50~16:30]	宮日会館 (10階 大会議室) 宮崎市高千穂通1-1-33	150名
鹿児島	8月6日(木) [13:50~16:30]	鹿児島商工会議所 (4階 アイムホール) 鹿児島市東千石町1-38	180名

*受付は、開始30分前から行います

【内 容】

① 説 明 「改正省エネルギー法について」 【 90 分程度 】

九州経済産業局 エネルギー対策課

② 質疑応答 九州経済産業局 エネルギー対策課
及び (財) 省エネルギーセンター 【 60 分程度 】

* 質問がなくなればその時点で終了させていただきます。

(参考) 新たに規制の対象になる可能性のある事業者 (年間エネルギー使用量が 1,500kl (原油換算値) 以上) の目安

小売店舗	約 3 万 m ² 以上	コンビニエンスストア	30～40 店舗以上
オフィス・事務所	約 600 万 kWh/年以上	ファーストフード店	25 店舗以上
ホテル	客室数 300～400 規模以上	ファミリーレストラン	15 店舗以上
病院	病床数 500～600 規模以上	フィットネスクラブ	8 店舗以上
パチンコホール	全店舗合計で遊技台数 2500 台以上		

【注意】 事業所の立地条件 (所在地、等) や施設の構成 (例えば、ホテルの場合ではシティホテルとビジネスホテル、病院では総合病院と療養型病院) 等によってエネルギーの使用量は異なります。(* 一般的な目安としてご覧下さい)

参 加 申 込 方 法

参加申込方法は、「1. インターネットからの申込み」と「2. FAXからの申込み」をご用意しております。可能な限りインターネットからの申込みをお願いいたします。

※出席者は原則 1 社 1 名でお願いいたします。参加希望者多数の場合は、今回新たに規制の対象となる可能性のある方 (現行法により国から指定を受けているエネルギー管理指定工場を保有していない事業者の方) を優先させていただきますので、あらかじめご了承ください。

1. インターネットからの申込み

- (1) 下記の(財)省エネルギーセンターホームページにアクセスし、「改正省エネ法(工場・事業場)説明会」の中の「参加申込書フォーム」に必要事項を記入し、お申込み(送信)下さい。
- (2) 参加の可否につきましては、各説明会開催日の2週間前頃までにメールにてご連絡いたします。
- (3) 参加可能者には、合わせて「参加登録証」をお送りします。参加登録証には受講番号を記入し、返信します。説明会当日は参加登録証を印刷の上、必ずご持参下さい。

省エネルギーセンターホームページ (URL <http://www.eccj.or.jp/>)

⇒「イベント・募集情報」→「改正省エネ法(工場・事業場)説明会」→「Web からの申込みはこちら」から

2. FAXからの申込み

- (1) (別紙1)「参加申込書 兼 参加登録証」に必要事項を記入し、下記 FAX 番号宛、お申込み下さい。
- (2) 参加の可否につきましては、各説明会開催日の2週間前頃までに FAX にてご連絡いたします。
- (3) 参加可能者には、「参加申込書 兼 参加登録証」に受講番号を記入し返信します。説明会当日は「参加申込書 兼 参加登録証」を必ずご持参下さい。

FAX 番号 03-5543-3021

※「参加申込書 兼 参加登録証」は上記ホームページでもダウンロードできます。

お問い合わせ先

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-19-9

(財)省エネルギーセンター 産業・技術総括部「改正省エネ法(工場・事業場)説明会」事務局

TEL:03-5543-3020 担当:辻元、山内

(別紙 1)

改正省エネ法（工場・事業場）説明会

参加申込書 兼 参加登録証

参加申込書 送信先 F A X 番号 : 0 3 - 5 5 4 3 - 3 0 2 1

(財) 省エネルギーセンター 産業・技術総括部行き

* 全ての項目に記入ください

1. 開催地名及び開催日

* 開催地名 : 部・道・府・県 * 開催日 : 月 日

2. 会社名及び参加予定者名等

* 会社名 :

* 会社住所 : (〒 -)

* 所属・役職名 :

* 参加者名 : 様 (1名のみ)

* TEL : - -

* FAX (下欄返信先) : - - 以上

FAX番号に誤りがある場合は、ご返事できませんので、正確にご記入ください。

..... 以下、(財) 省エネルギーセンター 記入欄

～FAX送信のご案内～ 参加予定者 様

1. 参加申込者多数のため、ご参加いただけません。ご了承ください。

2. 参加申込みを受け付けました。

参加登録証

受講番号

NO.

(省エネルギーセンター記入)

* 本紙が「参加登録証」となります。

切取らず、開催当日必ずお持ちください。

* 会場へは公共交通機関をご利用下さい。

(財) 省エネルギーセンター 産業・技術総括部

以上

改正省エネ法の概要

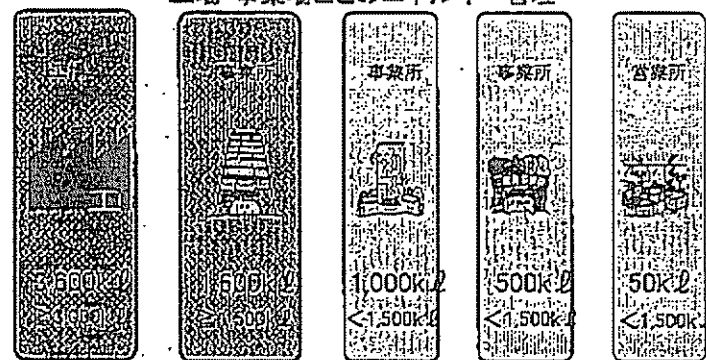
留意事項

2. 事業者単位及びフランチャイズチェーン単位の裾切り値

- 設置しているすべての工場・事業場の年間のエネルギー使用量の合計が1,500kl(原油換算)以上である事業者を「特定事業者」として国が指定します。
- フランチャイズチェーン本部(連鎖化事業者)については、設置しているすべての工場・事業場と一定の条件を満たす加盟店のエネルギー使用量の合計が1,500kl(原油換算)以上である事業者を「特定連鎖化事業者」として国が指定します。
- 特定事業者、特定連鎖化事業者は事業者単位(加盟店含む。)での中長期計画・定期報告、役員クラスのエネルギー管理統括者、それを補佐するエネルギー管理企画推進者の選任等が必要となります。
- なお、3,000kl以上の工場・事業場については、「第1種エネルギー管理指定工場等」、1,500kl以上の工場・事業場については、「第2種エネルギー管理指定工場等」として国が引き続き指定します。
- エネルギー管理指定工場等については、エネルギー管理者又はエネルギー管理員の選任等が必要となります。

改正前

工場・事業場ごとのエネルギー管理



第一種 エネルギー管理指定工場として指定
 第二種 エネルギー管理指定工場として指定
 事業所 対象外
 事業所 対象外
 営業所 対象外

【エネルギー管理の体制】

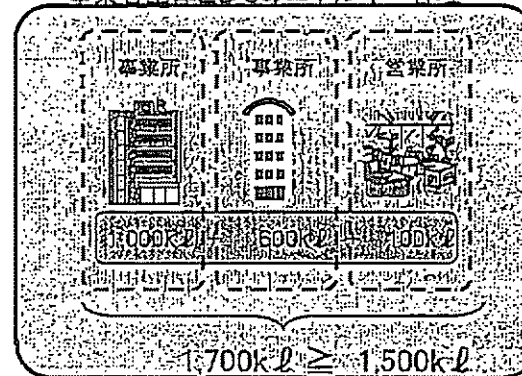
- エネルギー管理指定工場ごとにエネルギー管理者等の選任

【計画策定・報告】

- 第1種エネルギー管理指定工場ごとに中長期計画書を提出
- エネルギー管理指定工場ごとに定期報告書を提出

改正後

事業者全体としてのエネルギー管理



この場合、事業者全体で1,500kl以上となるため、特定事業者として指定

【エネルギー管理の体制】

- 役員クラスのエネルギー管理統括者の選任
- 管理統括者を補佐するエネルギー管理企画推進者の選任
- エネルギー管理指定工場等ごとにエネルギー管理者等の選任

【計画策定・報告】

- 事業者単位の中長期計画書・定期報告書の提出義務